

企業と地域、人と未来をつなぎます

諏訪商工会議所 News

Chamber of Commerce and Industry

●税制改正のポイント	2.3
●マンスリートピックス	4
●新しい日常	5
●会議所からのお知らせ	6.7.8
●相談事例からの発見	9
●読み物	10
●会議所スケジュール他	11

3

2022 Mar.

Vol.488

特集

令和4年度 税制改正のポイント



日本商工会議所創立100周年
地域とともに、未来を創る



●諏訪商工会議所ホームページ
<https://www.suwacci.or.jp/>



●諏訪商工会議所 会員限定 メール配信サービス
セミナーや経営支援に関する情報をお届けいたします。
是非、ご登録ください。



令和4年度 税制改正のポイント

ポストコロナに向けた、中小記号の事業継続と新たな成長への挑戦、
地方創生を後押しする税制が実現

【お問い合わせ先】 諏訪商工会議所

I コロナ禍における事業継続と成長を後押しする税制措置

1. 商業地等に係る固定資産税の負担軽減措置

令和4年度に限り、地価が上昇した商業地等について、前年度の課税標準額への上乗せ分を評価額 × 2.5% (現行：評価額 × 5%) とし、**固定資産税額の上昇分を半減**

2. 交際費課税特例の延長(2年)

中小法人は①交際費等(※)を800万円まで全額損金算入、
②接待飲食費の50%まで損金算入、のどちらかを選択適用

※交際費、接待費、機密費その他の費用であって、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出が該当

※大法人(資本金100億円超の法人は対象外)は②のみ適用可

地価上昇により
税額が増加する場合

従来の措置
評価額の5%分を上乗せ

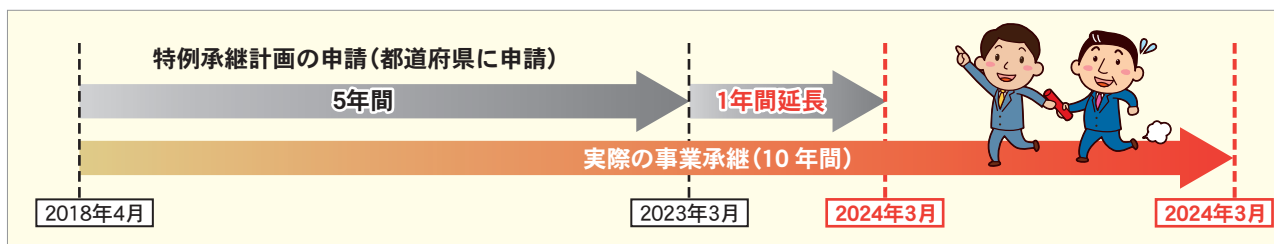
令和4年度に限り
評価額の2.5%分を上乗せ

令和3年度 令和4年度



3. 法人版事業承継税制の特例承継計画に係る提出期限の延長(1年)

法人版事業承継税制(特例措置)適用の前提となる**特例承継計画の提出期限を2024年3月まで延長**



II ビジネス変革等の挑戦を後押しする税制措置

1. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長(2年)

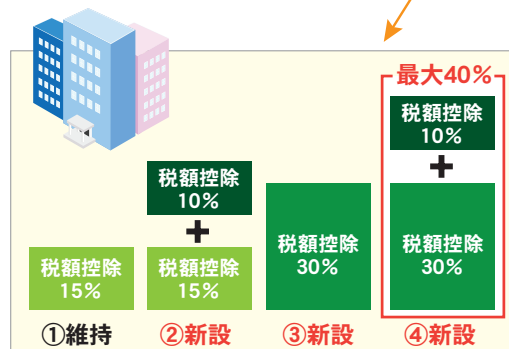
30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、
即時償却(全額損金算入)が可能

従業員の所得拡大や教育訓練による
積極的な人材投資を後押し

2. 中小企業向け所得拡大促進税制の延長(1年)・拡充

- 適用期限を2023年3月末から、2024年3月末に延長
- 現行制度(給与等支給総額が対前年比1.5%以上増で増加額の15%を税額控除)を維持し、
 - ・給与等支給総額が対前年比**2.5%以上増**で増加額の30%を**税額控除**
 - ・教育訓練費が対前年比**10%以上増**で増加額の10%を**税額控除**(上乗せ)を措置(**最大40%の税額控除**) ※控除上限は法人税額の20%

- ...給与等支給総額が対前年比1.5%以上増加の場合
- ...給与等支給総額が対前年比**2.5%以上**増加の場合
- ...教育訓練費が対前年比**10%以上**増加の場合



大企業・中小企業とスタートアップ
企業との連携を促進

3. オープンイノベーション促進税制の延長(2年)・拡充

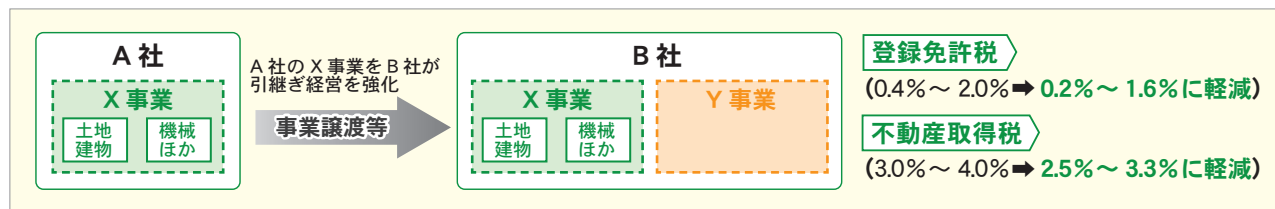
- スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%を所得控除
- 対象となる株式の保有期間を**3年(現行5年)に短縮**
- 出資を受けるスタートアップ企業の要件のうち、設立の日以後の期間に係る要件(現行：10年)について、売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社は**設立後15年未満まで拡充**

4. 5G 導入促進税制の延長

- 5G 基地局の整備や、企業等が限られたエリアで構築する「ローカル 5G」への投資について、取得価額の 15%の税額控除または 30%の特別償却ができる措置を 3 年間延長(ただし控除額は段階的に見直し)
- ローカル 5G 事業者に関し固定資産税の課税標準を 1/2 にする措置を 2 年間延長(ただし対象資産の取得価額要件を 2 億円以下(現行: 3 億円以下)に引き下げ)

5. 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長(2 年)

認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を 2 年間延長



6. 創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長

認定特定創業支援事業の支援を受けた個人が創業する際の株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置を 2 年間延長

Ⅲ 地方創生・地域経済の活性化を後押しする税制措置

1. 地方拠点強化税制の延長(2 年)・拡充

本社機能の地方への移転、地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置を 2 年間延長

- 設備投資減税(オフィス減税)
 - ➔建物等を取得した場合に適用
- 雇用促進税制
 - ➔新たに従業員を雇い入れた場合等に適用

- ☒ 対象事業部門に**情報サービス事業部門(ソフトウェア開発等)**を追加
- ☒ 中小企業が整備計画の認定を受ける場合の従業員要件が**1 名以上増加に緩和**(現行 2 名以上の増加)等

拡充型(地方の企業の本社機能強化)

移転型(東京 23 区からの移転の場合)

地域再生計画(都道府県作成⇒国認定)

特定業務施設整備計画(事業者作成⇒都道府県知事認定)

↓ 地方拠点強化税制 ↓

オフィス減税

建物等の取得価額に対し、
税額控除 4% 又は特別償却 15%

建物等の取得価額に対し、
税額控除 7% 又は特別償却 25%

雇用促進税制(税額控除) ※非正規雇用者は控除対象外

初年度のみ: 最大 30 万円/人

初年度: 最大 90 万円/人
3 年間計: 最大 170 万円/人

2. ウォークブル推進税制の延長(2 年)・拡充

- 民間事業者等が、①広場等のオープンスペースの創出およびベンチ等の設備の設置、または②店舗等の低層階部分を地域に広く開放した場合、それぞれにかかる固定資産税・都市計画税の課税標準額を軽減(5 年間 1/2)
- 上記①の適用対象設備に**電源設備・給排水設備・冷暖房設備**を追加
- 公共施設の管理が官民連携で行われる場合も対象となることを明確化

商店街内の駐車場を広場化

2013 年: コインパーキング



2021 年: 誰でも使える広場

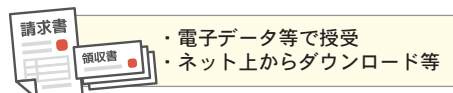


(福井県福井市・新栄商店街)

Ⅳ 納税環境整備

電子取引における電子保存義務化の 2 年間猶予

- 2022 年 1 月施行の改正で年始帳簿保存法に盛り込まれている、電子データで受け取った請求書や領収書等の電子保存の義務化について 2 年間の猶予を実施
- これより、**2023 年 12 月 31 日までは従前通りの保存が可能に**





1月

- 26日 ▶ 資源開発部会幹部会議
- 27日 ▶ インターネット情報発信講座



2月

- 1日 ▶ 振興センター 個別相談
- 2日 ▶ 令和3年度 法定経営指導員業務 実務講習
- 3日 ▶ 退職自衛官採用 事前説明会
- 9日 ▶ 諏訪市労務対策協議会採用攻略術セミナー
- 13日 ▶ 第224回日商珠算・暗算検定試験
- 15日 ▶ 決算書作成個別指導会(・16日)
令和3年度第2回諏訪市外部評価委員会
第5回諏訪市環境審議会
- 16日 ▶ 事業復活支援金申請手続き個別支援会
- 17日 ▶ 日商第713回常議員会
諏訪地域オンライン就職説明会(・18日)
発明相談会 / 連携推進会議
- 18日 ▶ 県連第4回専務理事会議
接客セミナー

2/3
(木)

退職自衛官採用 事前説明会

退職した自衛官の採用を検討する企業向けに「退職自衛官」「自衛隊新卒」採用に必要な手続きに関する説明会を開催しました。感染拡大状況を考慮してオンライン中継で実施し、23社26名が参加しました。自衛隊長野地方協力隊本部 長野地域援護センターの隊員より制度の説明を受け、自衛官の再就職支援について学びました。



オンラインで制度の説明をする前田センター長

2/9
(水)

人手不足解消へ向けて 中途採用セミナー開催！

当所と諏訪市労務対策協議会、諏訪市は、茅野市で人事アドバイザーを運営している㈱IKI&IKIの橋本芳裕氏を講師に招き、中途採用セミナーをオンラインで開催しました。25社29名が参加し地方企業の採用成功事例や応募数増やターゲット設定の極意を学びました。



オンラインで採用術を伝える橋本講師

2/17 ▶ 2/18
(木) (金)

感染拡大で帰省できない就活生へ向けて オンライン企業説明会 開催！

諏訪市労務対策協議会はオンライン企業説明会を開催、企業数76社、学生数延べ約150名が参加しました。2月18日に茅野市民館で開催を予定していた「諏訪地域合同企業研究会」が感染拡大の影響でオンライン開催に変更。参加者からは「就職イベントの中止が相次ぐ中、オンラインで代替してもらい助かった。」と有意義な説明会となりました。

> 今後の就職説明会スケジュール

- 3月18日(金) 諏訪地域合同就職説明会
会場：茅野市民館
(3月4日(金)より延期)

諏訪市出身・在住者へ記念品を配布いたします。是非ご参加ください。

- 3月22日(火)～24日(木) 諏訪地域オンライン就職説明会
- 6月3日(金) 諏訪地域合同就職説明会 会場：茅野市民館
- 8月19日(金) 諏訪地域合同就職説明会 会場：茅野市民館

お知り合いに就活生がいっぱいの方は、就職説明会を是非ご紹介ください。



CHECK!



自社会議室よりオンラインで会社説明を行う
㈱ライト工機製作所 二村さん





新しい日常



諏訪大社北参道にあるお休み処 大商

30年前から甘栗を販売。南信地方ではお正月の必需品として、多くの地元ファンもまた。上社参道であるため参拝客に向けて数多くの商品を提供しています。寒い時期は体を温め、夏は冷やしてさっぱりとした甘酒や、じっくり煮込む自家製のもつ煮や玉こんにゃく、おやき、五平餅、おでんなどの軽食は家族で来てもそれぞれ好きなものを選ぶことができます。

11月～2月頃までの限定商品『下栗^{しもくり}いも』は濃厚チーズと甘みその2種類のトッピングから選べます。『下栗^{しもくり}いも』は秘境として有名な飯田市上村にある下栗の里でしか生産されない希少種で、生産農家と直接交渉して仕入れています。標高1,000m、傾斜38度の斜面で育ち、でんぷん質が高く甘みがあり、濃厚な味わいです。

3月からは大商の自慢『トコロテン』の販売が始まります。2005年の寒天ブームの際、品薄状態となったことから、天草を仕入れて自家製で製造し始めました。天草の臭みがなく、喉ごしが



大商自慢の『トコロテン』

良く、クセの無いつゆと相まって、“一度食べたら忘れられない”とリピーターも多いとのこと。西伊豆産高級天草で作った『トコロテン』をぜひご賞味ください。



期間限定『下栗いも』



『自家製もつ煮』はお酒のお供にも

大商

諏訪市中洲201 諏訪大社上社北参道
TEL: 53-0665 定休日: 年中無休
営業時間: 9:00～16:00



すわをかしまつり

第16回

スタンプラリー期間

今年もスタンプラリーで開催！

3/1(火) ▶ 3/21(月祝)

諏訪市菓子組合が中心となり、諏訪の食文化を発信していくことを目的に毎年開催し、多くの方にご来場いただいていた『すわをかしまつり』。

昨年はコロナ感染防止のためスタンプラリー形式へ変更し、ゆっくりまわれるなど好評いただきました。今年も引き続き、スタンプラリーを実施いたします。月刊ぶらざ3月号の折込チラシ内のスタンプカードを切り取り、チラシ掲載の和洋菓子店、パン店、雑貨店、カフェ、みそ天丼店のうち、3店舗を回ってご応募いただいた方の中から抽選で100名様に1,000円分の商品券をプレゼントします。さらに、1店舗目は、50円割引券も利用できます。多くの方のご参加をお待ちしております。

すわをかしまつり スタンプラリーの流れ



お問合せ先 ➡ すわをかしまつり実行委員会事務局 (諏訪商工会議所内)
☎52-2155

information 会議所からのお知らせ

確定申告書作成個別指導会

日時 令和4年3月2日(水)～4日(金)・7日(月)【午前の部】午前10時～正午 【午後の部】午後1時～4時

場所 諏訪商工会館 5階 大会議室

持ち物 決算書、前年決算書、確定申告書、前年確定申告書、国民年金保険料等支払った旨の証明書、保険料等の証明書、年金や給与取得のある方は源泉徴収票、マイナンバーカードの写し又は通知カード及び運転免許証などの写し、電子申告をする方はマイナンバーカード、ID・パスワード方式の手続きがお済の方は「ID・パスワード届出完了通知」、帳簿類、計算機、認印 等



【お問合せ先】諏訪商工会議所 TEL：0266-52-2155

4月から改正される人事労務関連法の要点について

① パワハラ対策は事業主の義務となります

「改正労働施策総合推進法」が本年4月から施行され、全ての企業は法的に明確化されたパワハラ基準に基づく具体的な防止措置への取り組みが義務づけられます。

重要項目 ↓

- ・企業の「職場におけるパワハラに関する方針」を明確化し、労働者への周知、啓発
- ・労働者からの苦情を含む相談に応じ、適切な対策を講じるために必要な体制整備
- ・職場におけるハラスメントへの事実関係の迅速かつ正確な確認と適正な対処

それに伴う講ずべき措置（プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等）

※このほか、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、その原因や背景となる要因を解消するための措置が含まれます。

パワハラ防止に向けた取り組みは、事業主がハラスメントの定義を正しく理解した上で、企業は就業規則に「ハラスメント防止」に対する規定を盛り込むことや相談窓口の設置など社内体制や対応マニュアルの整備に取り組み、万が一の際に機能する仕組み作りを検討していく必要があります。

厚生労働省が定めた「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（パワハラ指針）の項目の確認などはQRからご確認ください。



② 4月から段階的に育児休業の制度が変わります！

子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能 ■➡ 男性の育児休業取得促進を！

➡ 4月からの変更点

- ・事業主に対して、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や周知・意向確認の措置の義務化
- ・事業主に対して、妊娠や出産の申し出をした労働者（本人または配偶者）へ個別の周知・意向確認
- ・有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件について、引き続き雇用された期間が1年以上の要件が撤廃となります。ただし、1年未満の労働者は労使協定の締結により除外が可能です。



➡ 10月からの変更点

	新制度（現行制度とは別に取得可能）	+	現行育休制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能		原則子が1歳（最長2歳）まで
申出期限	原則休業の2週間前まで		原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能		原則分割不可 （今回の改正で分割して2回まで取得可能）
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能		原則就業不可

諏訪市新入社員歓迎大会のご案内

令和4年度第62回諏訪市新入社員歓迎大会が下記の日程で開催されます。

日 時	令和4年 4月6日(水)	受付開始 15時00分～ 式典など 15時30分～17時15分
会 場	諏訪市文化センター（定員 300 名）または YouTube によるリモート参加	
対 象	諏訪市内事業所に令和4年度に就職する新規学卒者等	
参加負担金	参加者1名につき 1,000円 （記念品代含む）	
内 容	新入社員歓迎激励式典 記念講演会「バンクーバーへの道」2010年バンクーバーパラリンピック アイススレッジホッケー銀メダリスト 馬島 誠氏	
申込期限	令和4年 3月16日 （水）	



(昨年の様子)

主催：諏訪市・諏訪商工会議所 共催：諏訪市労務対策協議会

お申込み・お問合せ先 諏訪市 経済部商工課 TEL：0266-52-4141（内線 433）

国民健康保険脱退の手続きを忘れずに！

国民健康保険に加入されていた方が社会保険に加入された場合、国民健康保険脱退の手続きが必要となります。感染症対策のため、当分の間、可能な限り郵送での手続きをお願いいたします。諏訪市ホームページでもご案内しています。

✓ 手続きに必要な物

- ①住民異動届（市役所窓口にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます）
- ②社会保険の保険証（被扶養者がいる場合その方々も含め全員分）
- ③国民健康保険の保険証（社会保険加入の方全員分）
- ④マイナンバー（個人番号）のわかるもの（全員分）
- ⑤国保税還付先口座のわかるもの（手続き時に精算を行い、国保税が還付される場合があります。）
- ⑥運転免許証等本人確認できるもの。

※郵送での手続きの場合は、②、④、⑤、⑥の写しを同封して下さい。
国保保険証は返却をお願いします。



✓ 手続き中に医療機関を受診する場合

社会保険の保険証が手元に来るまでの間に国民健康保険の保険証を使用すると、国民健康保険から給付される医療費の7割分等について返還が必要となることがあります。その間に医療機関を受診の際は、社会保険の受付中ということを医療機関窓口で伝えていただき、国民健康保険の保険証を使用されないようお願いいたします。

お問い合わせ

諏訪市 市民課 国保医療係

TEL：0266-52-4141（内線 114、115） FAX：0266-52-8166



雇用保険料率が引き上げへ (令和4年2月20日時点)

令和4年4月から雇用保険料率変更の改正法案が下記の通り審議されています。
改正された場合、年度の途中に雇用保険率が引上げになるというイレギュラーな取り扱いになるため、給与計算にご注意ください。従業員の負担も大きくなりますので、今後の動向を注視していく必要があります。
詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

令和4年4月～9月

事業の種類	労働者負担	事業者負担	雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6.5/1000 (内 二事業 3.5/1000)	9.5/1000
農林水産業及び清酒製造業	4/1000	7.5/1000 (内 二事業 3.5/1000)	11.5/1000
建設業	4/1000	8.5/1000 (内 二事業 4.5/1000)	12.5/1000

※4月～9月は労働者負担の変更はありません。

令和4年10月～

事業の種類	労働者負担	事業者負担	雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000 (内 二事業 3.5/1000)	13.5/1000
農林水産業及び清酒製造業	6/1000	9.5/1000 (内 二事業 3.5/1000)	15.5/1000
建設業	6/1000	10.5/1000 (内 二事業 4.5/1000)	16.5/1000

問い合わせ先：厚生労働省ホームページまたは諏訪公共職業安定所 0266-58-8609

コロナの影響で売上げが減少している皆様へ

事業復活支援金のご案内です

☑ 法人は上限最大250万円を給付

☑ 個人事業主は上限最大50万円を給付

詳しくは折込を check

諏訪商工会議所では、事業復活支援金の申請手続き個別支援会を開催します。

対象者▶

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

▶ 給付額

上限額▶

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※1 1億円以下	年間売上高※1 1億円超～5億円	年間売上高※1 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高



算出式▶

給付額 = (基準期間※1の売上高) - (対象月※2の売上高) × 5

※1 「2008年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

必要書類▶

確定申告書、通帳(振込先が確認できるページ)、履歴事項全部証明書(法人)、本人確認書類(個人)、宣誓・同意書対象月の売上台帳等 ほか

詳しくは HP や QR コードで、ご確認下さい。

事業復活支援金事務局HP: <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

概要について



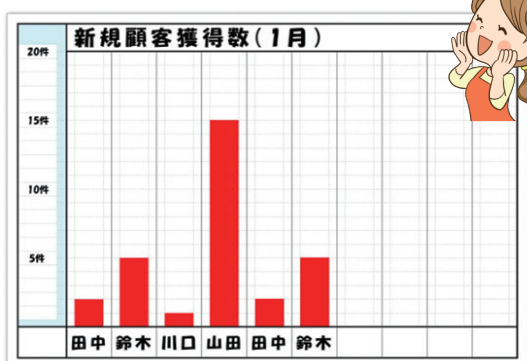
●●●●● 商工会議所相談事例からの発見 ●●●●●

事業者さんからよく聞く

『ワクワク』とは一体どんな状態なのか？

最近事業者さんから「ワクワク」という表現を聞くことが多いと感じています。言葉の持つ雰囲気は前向きだからといった理由で使う方も多いと思います。

突然ですが、足りないものを埋めようとする大切なことを見失い、結局、手にしたいものが手に入らない事が多いというような体験をしたことは無いでしょうか？



例えば、個人別の営業成績をグラフにして貼り出した際、「足りない部分」未達の部分に目が行くのではないのでしょうか。そして担当者は足りない部分を埋めようと乱暴な営業をして、お客様だけではなく一緒に働くスタッフ間の信頼を失う、そんな場面を経験した方、今まさに経験している方もいると思います。そしてこの状態は「ワクワク」ではないということは明らかだと思います。

では「ワクワク」とはどのような状態なのか。「コスト消費」という言葉を生み出した一人と言われているオラクルひと・しくみ研究所 小阪裕司先生が道場六三郎さん（2回目の登場です）の話をしていました。そのお話を紹介します。

ある日、道場さんが経営コンサルタントと食事に行った際、その店は1組しかお客様がいない寂しいお店でした。そこで道場さんはコンサルタントに「君ならどうする？」と聞きます。コンサルタントは頭をフル回転させ「お店の強み」「看板メニューの設定」「対象顧客の設定」「プロモーション法」「他社との優位性」「価格設定」などの経営の基本をおさえた「教科書通りの」戦略を考えました。

それに対し、道場さんはこう言ったそうです。
「君は空席を見るのだね。僕なら、来てくれている

あの1組のお客様にとっても喜んでいただけるように尽くすよ。家に帰った時に『今日、すごく良いレストランに行ったんだ。今度、家族で行こう』と言ってもらえるように」

これはとても難しいことです。「空席を埋めるために」今いるお客様に尽くす、というのは空席を見ているということ。それでは最高の仕事ができないことだからです。空席を忘れ、今いるお客様に尽くすことを心から愉しんだ時に、結果的に空席が埋まるのだと、まるで禅問答のようです。

アスリートが「どうやってらフロー（ゾーン：時間が経つのを忘れるほど一つのことに没頭し、外から受ける刺激にも気づかなくなる状態のこと）に入れるだろうか？」と考えた瞬間にフローから遠ざかるのと同じです。

そして小阪裕司先生は、人のそのような状態を「ワクワクだよ」と教えてくれました。

営業成績の足りない部分を意識している時は「イライラ」「ハラハラ」、レストランの空席を埋めようと画策している時は「ギラギラ」それに対し、今この瞬間、目の前の人に喜んで欲しいという思いでその相手と一緒に愉しむことを考えて実行しているときでのみ「ワクワク」の精神状態に入れるのだと。



さらに、仲間と力を合わせてお客様の喜びを創造することに夢中になれば、またひとしおだと思います。

口でいうほど簡単じゃありませんが「無い」を見るのではなく「有る」を見ることを意識して、充実した商売へと繋がれば自分がワクワクできます。そして、お客様も気がつけばワクワクしている。これが実現出来たら嬉しいなと感じています。（職員 中沢源雄）





「ヒット商品が生まれる鍵は『日常』から『非日常体験』へ」

日経BP総合研究所 上席研究員
渡辺 和博

年末に発表される「日経トレンド」のヒット商品ランキングを見ると、どうしてこのようなものがヒットしたのかとを感じるものが少なからず取り上げられています。地域発ヒットの中には、地元では当たり前で珍しくもないと思われていたものも結構あります。

2021年の例では、静岡県富士市の「岳南電車」の「夜景電車・ナイトビュープレミアムトレイン」が面白いと思いました。岳南電車は富士山の麓にある富士市を走るローカル鉄道で、もともとそのエリアに密集している製紙工場に原料資材や、働く人を運ぶ引き込み線として敷設されたものでした。昭和の高度成長期に輸送量がピークを迎えたものの、現在は利用者も減り、存続が危ぶまれる路線になっていました。ここがヒット商品に化けたのは、夜に車両の照明を消して営業運転を始め、予約制の観光列車に仕立てたところからです。工場群を縫って走る車窓から見る夜の風景は、ライトアップされたパイプや煙を吐く煙突など、まるで近未来のSF映画のワンシーンのようです。これが「非日常の体験」を求める人たちを引き付けました。地元の人からすれば、夜の工場は「日常的」な光景でした。あえて夜中にそこを訪れるツアーを企画することで、旅好きや新しい体験を求める人をうならせる「非日常性」を持つ観光商品が生まれたのです。

いろいろな地域を訪れていると、よそ者の眼には目新しく珍しいのに、地元で暮らす人には当たり前過ぎて何も特別感がないというものに出会います。それが世の中の興味やニーズとマッチすると意外に大きなヒット商品に育つことがあります。

典型的な例が、節分の風物詩としてすっかり定着した「恵方巻」です。諸説ありますが、もともとは関西地方の一部で受け継がれていた習慣といわれており、恵方を向いて巻きずしにかぶりつく行為の面白さと、気軽に幸運を招きたいという風潮にマッチしたことでヒットしました。コンビニエンスストアやスーパーマーケットだけでなく、外食チェーンや有名すし店までブームに便乗し、フードロスの問題が取り沙汰されるようになってきました。もはやこの先の関連市場の伸びしろは、さほど期待できないでしょう。そうすると、消費者は次のアイテムを求めます。おそらくさまざまな事業者が、こうした全国各地の知られざる食べ物や、面白い食習慣を発掘しようと調査していることでしょう。

では、地方の「日常（何でもないもの）」が大きなヒット商品に化けるにはどんな要素が必要なのでしょう。まず、それを面白いと思うよそ者に出会うことです。次のステップが大事なのですが、面白いと言われたときに「その面白さをもう一段進めてみよう」と思えるかどうか。地元では当たり前なので、意外とそれが難しい。岳南鉄道の例で言えば、夜景が面白いなら「車内の照明を消して夜に走らせてみよう」と考えた人がいたことです。そして次のステップは、この面白さを誰に売り込めばいいか、失敗しても探り続けることだと思います。今の時代、とがったモノやサービスをつくれれば、必ずお客さんがそれなりにいるからです。きっかけがつかめれば、そこが拡散の起点となるでしょう。

戦国武将のリアル



「自身の才覚で出世した榊原康政」

東京大学史料編纂所 教授
本郷 和人

榊原康政は、文武において傑出した人物である。大きくまとめれば三河武士ではあるが、彼を見いだして育てたのは徳川家康だった。康政の生家は松平氏譜代の酒井忠尚に仕える陪臣の家柄で、分家筋でも全く大した存在ではなかった。この点で、彼は酒井家や大久保家の人々とは大きく異なり、自身の才覚で出世したのだ。

彼は天文17（1548）年、現在の愛知県豊田市上郷町に生まれた。幼い頃から勉学を好み、書を読んで、字も大変うまかったという。13歳のとき、松平元康（後の徳川家康）に見いだされ、小姓となった。永禄9（1566）年、19歳で元服すると、同年齢の本多忠勝とともに旗本部隊の小隊長に抜擢されて、部下50騎を付けられた。以後は家康の側近を務め、たびたびの合戦に従軍。目覚ましい働きぶりを見せた。とくに天正12（1584）年、家康が羽柴秀吉と戦った小牧・長久手の戦いでは、秀吉のおい・秀次の軍勢を壊滅に追い込み、池田恒興・森長可を討ち取るという大手柄を挙げている。家康が秀吉に従属すると、豊臣政権から従五位下・式部大輔に叙任され、豊臣姓を下賜された。

家康が関東に封じられると、関東総奉行に任じ、江戸城の修築に当たった。また上野国館林城10万石を与えられた。これは徳川家中で第二位の数字である。慶長5（1600）年、関ヶ原の戦いにおいては、徳川秀忠軍の戦奉行として従軍し、中山道をたどって美濃国を目指す、有名な上田城攻めなどがたたって関ヶ原での決戦に間に合わなかった。そのため家康が天下人となっても、康政には加増の沙汰がなかった。慶長11（1606）年、14日巳刻に館林にて死去。59歳だった。

彼は江戸幕府においては、政治に関わらなかった。これをどう捉えるか。あくまでも軍事の人として冷遇されたとも、いや自ら遠慮したのだともいう。だが、ぼくは先に述べたように、「行政」の地位が低かったので、政務に携わることを家康も徳川家中も彼自身も、さほど重視していなかったのではないかと考える。彼の子孫は江戸時代を通じて譜代の重鎮として重きを成しているの、少なくとも彼が冷遇されたということはないだろう。

新会員のご紹介

会員数1596件(2月18日現在)

事業所名	代表者名	住 所	電話番号	営業内容
whole repair tec (株)	吉澤 春幸	上諏訪9044-1	55-3152	コンクリート構造物の補修・補強モパイル 基地局建設保守



お取引先、お知り合い等で未加入の事業所がありましたら、是非ご紹介下さい。
ご紹介先には職員がお伺いさせていただきます。

定例相談日

※相談会場は諏訪商工会館です。

▶ 発明相談会

諏訪圏特許事務所連合会(弁理士会諏訪支部)

4月21日(木) 午後1時～午後4時

特許、実用新案、意匠、商標の他、知財に関する相談

【専門相談員】諏訪圏特許事務所連合会

▶ 広域専門指導員による定例相談会

毎週水曜日 午前9時～午後5時

創業や事業承継、事業計画策定等についての相談。

【専門相談員】諏訪地域広域専門指導員

▶ 日本政策金融公庫(松本支店)

随時
実施

国民生活事業相談

長期、低利(固定)の設備・運転資金について相談。

【専門相談員】日本政策金融公庫 松本支店

※相談をご希望の方は、諏訪商工会議所まで
ご連絡ください。 ☎0266-52-2155

▶ 諏訪中小企業支援センター

要
予約

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

経営、金融、税務等についての相談。

【専門相談員】当所 経営指導員

会議所スケジュール

3月

- 1日 ▶ 交通対策特別委員会
食料品部会
観光関連部会
- 2日 ▶ 確定申告指導会(～4・7日)
産業振興委員会
- 7日 ▶ 委員長部会長会議
- 11日 ▶ (一社)諏訪観光協会新事務所お披露目会
- 14日 ▶ 県連第2回理事会
- 16日 ▶ 事業復活支援金申請手続き個別支援会
- 17日 ▶ 日商常議員会・通常会員総会
- 18日 ▶ 工業メッセ事務局会議
諏訪地域合同就職説明会
- 22日 ▶ 諏訪地域オンライン就職説明会(～24日)
常議員会・臨時議員総会・懇親会
- 25日 ▶ 事業復活支援金申請手続き個別支援会
- 26日 ▶ 諏訪市ゼロカーボンシティキックオフイベント
- 30日 ▶ 「諏訪高島城保存協力会」設立総会

4月

- 6日 ▶ 諏訪市新入社員歓迎大会
- 7日 ▶ 諏訪市労務対策協議会 諏訪市新入社員
研修会(・14日)
- 15日 ▶ お花見会員交流会



諏訪圏工業メッセ 2022 出展者 募集!

開催日時 2022.10.13(木) 14(金) 15(土) 申込期間 2022.3.22(火)～4.20(水)

出展社募集説明会 3.11(金)

詳細はホームページ <https://suwamesse.jp> をご覧下さい。

諏訪圏を訪れる 自慢の「味」でおもてなししませんか？ トライアスリートたちを



**1,000人もの選手が諏訪圏 6市町村を駆け抜ける
スワコエイトピークストライアスロン大会**

開催
予定日 **2022年6月25日(土)**

SUWAKO
8PEAKS
MIDDLE TRIATHLON
Technical support by Epson

公式サイトに「おもてなし特設サイト」を開設!!

公式サイト内に、飲食店を紹介する特設ページを開設し、全国から訪れるトライアスリートにアプローチします。話題性・注目度バツグンのこのサイトに、あなたのお店を掲載しませんか？

特設サイト掲載の

**4つの
メリット!!**

トライアスリートや
大会関係者、その家族
などに年間を通して
お店をアピール!

グルメサイトを
通さず、
即時に予約獲得!

トライアスリートに
ターゲットを絞り込んだ
広告販促が可能!

サイトの分析・解析
により、店舗ページの
アクセス状況を把握

- 掲載期間：掲載より1年間
- 掲載料金：26,400円/年
(ページ制作料含む・写真撮影費別途)

■ 掲載希望のお問合せ：
スワコエイトピークス大会運営事務局
株式会社ジェイ・キッズ/担当：小宮山・谷口

☎ **0266-58-3609**

[平日] 9:00~17:45



「掲載希望
お問合せ
フォームは
こちらから」

※大会についての詳細は大会公式サイトをご覧ください。 <https://suwako8peaks.jp/>

スワコトライアスロン

商品販促進用

祝御柱祭シール 販売中

令和4年に開催される御柱祭に向けて、御柱祭の機運を高め、地域をあげてお祝いすることを目的に「祝御柱祭シール」を販売しています。諏訪地域の商店の皆様がお店で販売している商品に貼付していただき、販売促進につなげていただければと思います。

1. 販売商品

- ①木落としバージョン(高さ 45× 幅 45 mm)
- ②建御柱バージョン(高さ 61× 幅 38 mm)
- ③めどでこバージョン(高さ 38× 幅 61 mm)



2. 価 格

各 1 セット 100 枚 550 円(税込)

5. 購入方法

御柱祭特設ホームページより注文用紙 (Word 形式) に必要事項をご記入のうえ、貼付予定の商品写真と合わせ、諏訪商工会議所窓口に提出ください。
郵送や銀行振込を希望する場合は、下記事務局までお問い合わせください。

御柱祭特設
ホームページ

<https://shimosuwaonsen.jp/onbashira/news/06051/>



【お問い合わせ】

下諏訪商工会議所 TEL0266-27-8533

下諏訪町産業振興課商工係 TEL0266-27-1111(273・274)